

令和8年6月定例会議事録

令和8年6月11日

鹿屋市教育委員会

○日 時 令和8年6月11日（木）
15時から16時30分まで

○場 所 教育長室

○出席者

教育長	中 野 健 作
教育長職務代理者	遠 矢 達 一
教育委員	浜 田 幸 史
教育委員	四郎園 佳 恵
教育委員	前 田 あ ゆ

○関係者

教育次長	隈 元 成 人
教育総務課長	曾 原 学
学校教育課長	小 野 武 利
生涯学習課長	口ノ町 亨
教育総務課長補佐	中 村 尚 子
教育総務課管理調整係長	徳 永 仁

○議事日程

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
 - (1) 議案第4号 令和8年度鹿屋市一般会計補正予算について
 - (2) 議案第5号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について
 - (3) 議案第6号 鹿屋市教育委員会組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について
 - (4) 議案第7号 鹿屋市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
 - (5) 議案第8号 鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について
 - (6) 議案第9号 鹿屋市立図書館協議会委員の任命について
- 5 報告
 - (1) 鹿屋市教育委員会職員採用試験委員会要領及び鹿屋市教育振興基本計画検討委員会設置要領の一部改正について
 - (2) 鹿屋市教育委員会組織の変更に伴う関係例規の整備について（市長部局関係）
 - (3) 鹿屋女子高等学校 第69回体育祭の開催について
 - (4) 鹿屋女子高等学校【文芸部】県高校小倉百人一首かるた選手権大会初出場3位入賞について
 - (5) 令和8年度鹿屋市青少年育成市民会議総会・研修会について
- 6 動議の討論等
- 7 その他(お知らせ)
 - ・夏の青少年育成事業について（市子連、JC、市民会議）
- 8 閉会

○議決事項

議案番号	件 名	審議の状況	採決次第
議案第 4 号	令和 8 年度鹿屋市一般会計補正予算について	特記事項なし	原案可決
議案第 5 号	鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について	特記事項なし	原案可決
議案第 6 号	鹿屋市教育委員会組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について	特記事項なし	原案可決
議案第 7 号	鹿屋市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	特記事項なし	原案可決
議案第 8 号	鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について	特記事項なし	原案可決
議案第 9 号	鹿屋市立図書館協議会委員の任命について	特記事項なし	原案可決

○議事要旨

1	開 会
教育長	皆さんこんにちは。 台北市の中学校との交流が鹿屋東中学校で行われ、非常に有意義であった。今年度はすでに南小学校でも実施しており、今月は野里小学校でも予定されるなど、台湾との学校間交流が定着してきている。 台北市及び新北市から教育交流に関する協定締結の申し出があり、内容を検討した結果、7月中旬に現地で調印を行う予定である。 約10年前から取り組んでいる夏休みの学校閉庁（リフレッシュウィーク）について、担当者の交代等により制度の趣旨が十分に理解されなくなっている。改めて、こまめな指導と確認を徹底する必要がある。 本市では高性能なタブレット端末を導入し、学習支援ソフトや新聞活用教育の環境も整備している。教育委員会として、授業を行う教員、児童生徒、保護者をしっかりとバックアップしていくことが重要である。
2	前回の議事録の承認
教育長	異議なく承認
3	教育長及び委員の報告
	なし
4	議事
教育総務課長	(1) 議案第4号 令和8年度鹿屋市一般会計補正予算について
学校教育課長	資料に基づき説明
生涯学習課長	資料に基づき説明
遠矢委員	資料に基づき説明
	小学校の大規模改修事業における設計委託料の増額について、この増額は、以前に契約した設計業務の費用が増えたということか。それと

	も、今回新たに設計業務が発生し、その分の費用が計上されたということか。
教育総務課長	今回の空調設備に関する設計は新規の業務となり、費用については、当初で予算計上していた他の施設の設計委託費に、今回の分を上乗せする形になります。
前田委員	5 ページの家庭教育支援事業、家庭教育講演会は毎年大きくするのか。
生涯学習課長	今回は、著名な方をお呼びしたいと計画しており、予算を増額しています。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第 4 号は、原案可決とする。
	(2) 議案第 5 号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について
教育総務課長	資料に基づき説明
教育長	委員にも分かるように、背景も含めて説明を。
教育次長	背景としましては、教育委員会制度の変更がございます。以前の制度では、教育委員長が教育委員会を総括し、教育長は教育委員の一人として事務局を管掌する立場でした。しかし、制度改正によって教育委員長が廃止され、教育長が教育委員会全体の責任者として組織を総括する役割へと変わりました。 この変更を受け、全国の自治体では、教育長が全体のマネジメントに専念できるよう、事務局の実務を担う部を設置する部制を導入しています。九州管内においても、8 割から 9 割の自治体がすでに教育部を設置しており、県内でもこれまで未設置は鹿屋市のみという状況でした。 鹿屋市としてはこの流れに遅れておりましたが、今回、新市長のもとで組織改編が行われるのを機に、全国的な標準に合わせた機能的な体制を構築するため、教育委員会事務局に教育部を設置するものです。

教育長	いじめ問題を機に教育委員会の責任体制が問われ、平成27年4月の法改正で多くの市で部制を導入が進みました。鹿屋市では大きな不自由がなかったため未導入でしたが、今回、新市長のもとでの組織見直しの中で整ったことは、良いことだと考えています。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第5号は、原案可決とする。 (3) 議案第6号 鹿屋市教育委員会組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について
教育総務課長	資料に基づき説明
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第6号は、原案可決とする。 (4) 議案第7号 鹿屋市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
学校教育課長	資料に基づき説明
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第7号は、原案可決とする。 (5) 議案第8号 鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について
生涯学習課長	資料に基づき説明

教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第 8 号は、原案可決とする。 (6) 議案第 9 号 鹿屋市立図書館協議会委員の任命について
生涯学習課長	資料に基づき説明
遠矢委員	今、亀岡先生が星幼稚園と言われたが、鹿屋幼稚園と書いてある。
教育長	亀岡先生の後ろの記載を星幼稚園園長と資料の訂正をお願いします。
四郎園委員	所属団体の流れで役職が変わって決まるのか。それとも適任者として決まるものか。
生涯学習課長	学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者、学識経験者の方は、本年度の第 5 次鹿屋市子ども読書活動推進計画策定の関係でお願いしている。 お話文庫ポエム、鹿屋体育大学からは、調整していただいた方からの繋がりもあってお願いしているところです。
教育長	人選方法として、所属協会や団体からの推薦が大きな割合を占めます。例えば、校長協会から、この人がこの役割に適任だといった推薦をいただく形です。 もう一つは、退任される方から後任候補として何人か推薦を受け、その中から事務局が適任者を探して依頼する方法もとっています。このように、人選の方法は一つだけではありません。
四郎園委員	給食センターの運営委員の委嘱についてもこれと同じなのか。
教育長	人選の方法としては、給食関連の役職であれば対象校が 1 年交代で担当するなど、ローテーションを組んでいます。また、PTA の役職なども学校を交代で回しながら担当します。 そのほか、各団体からローテーションを守りながら推薦をいただく

教育長	方法や、前任者から複数の推薦を受けた中から、事務局が適任者を探して依頼するといった方法で選定しています。
教育長	原案可決とすることに異議はないか。 (異議なしとの発言)
教育長	異議がないので、議案第9号は、原案可決とする。
5	報告
教育総務課長	(1) 鹿屋市教育委員会職員採用試験委員会要領及び鹿屋市教育振興基本計画検討委員会設置要領の一部改正について 資料に基づき説明
教育総務課長	(2) 鹿屋市教育委員会組織の変更に伴う関係例規の整備について (市長部局関係) 資料に基づき説明
教育長	部長に変わるのはいつからか。
教育総務課長	7月3日からとなる。
学校教育課長	(3) 鹿屋女子高等学校 第69回体育祭の開催について 資料に基づき説明
教育長	私は都合により参加できませんでしたが、あの場所での対策は、熱中症予防として有効でしたか。課長は参加されましたか。
学校教育課長	はい。行きました。天候的にも暑くもなく寒くもなく、子供たちは非常に元気よくすごいパワフルで良い運動会でした。
教育長	女子高の運動会は元気があって、楽しそうにやっているからいいと思います。
浜田委員	鹿屋市に限らず今年度大胆に運動会の行事配置がいろんなところで

	動いたようですが、鹿屋市の状況はどうか。中学校も含めて、5月に移したところは。
学校教育課長	5月開催は昨年度と同様で3校。あとは9月から11月の開催です。
教育長	身体が暑さに順応するには準備期間が必要だと聞いています。 5月は暑くなっていますが、まだ身体が順応していない時期です。たとえ気温が28℃や29℃でも、身体への負担は大きいのではないかと懸念しており、それなりの準備が必要でしょう。
学校教育課長	県の保健体育課は、5月始めだと学校健診が終わっていない関係で、心臓検診の未実施などの懸念もあり、以前からこの時期の開催を快くは思っていない。 健診期間は6月30日までであり、特に1年生は入学したばかりで状況が把握できていないため、内科検診等が終わっていない場合の運動会の実施は十分に注意する必要があります。
教育長	暑さ対策は時期の変更や水分補給など対策を取りながらも、子供たちの体力や集団の規律といった教育の目的を省くことがないように指導しています。 時期をずらすなど、対策をきちっとしながら運動会の目的を達成するよう指導しています。
	(4) 鹿屋女子高等学校 【文芸部】 県高校小倉百人一首かるた選手権大会初出場3位入賞について
学校教育課長	資料に基づき説明
	(5) 令和8年度鹿屋市青少年育成市民会議総会・研修会について
生涯学習課長	資料に基づき説明
四郎園委員	この構成機関、団体とは。
生涯学習課長	市P連、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、保護司会などで、市内の青少年育成に関わる各種団体です。
前田委員	テーマのことで、子どもたちのことで何か気になることがあれば教

生涯学習課長	えていただきたい。 どのテーブルでも、スマホの取り扱いについて良い面と悪い面が出されました。 あと、今の子供たちは非常に優しい。お兄さんお姉さんたちへの対応の仕方や、年下の子供たちに対しての接し方が優しい。昔みたいに荒くないというようなことをおっしゃる方々が多かったのが意外でした。
教育長	研修会の記録は残しているのか。
生涯学習課長	記録は模造紙に残してあります。
教育長	いい取り組みなので、何かに活用するとか紹介するとか、あってもいいのかもしれない。
6	動議の討論
教育長	発言がないので、動議はないものとする。
7	その他
生涯学習課長	(1) お知らせ ・夏の青少年育成事業について 口頭で説明 夏の青少年育成事業として、まず市子連が4月18日から21日にかけて、甕島をフィールドにアドベンチャー事業を実施します。 次に青年団、商工会議所関連では、7月24日から26日に内之浦をメイン会場にアドベンチャー事業を実施します。ミニロケット作りや、川魚を釣って捌いて食べる体験活動がメインです。 また市民会議では、7月26日から8月1日にかけて大隅青少年自然の家をメイン会場に、6泊7日のサマーベースキャンプ2026を予定しています。
教育長	次回の定例教育委員会は、令和8年7月9日（木）15時から教育長室で行う。
8	閉会

教育長	以上をもって6月定例教育委員会を閉会する。 以上
-----	---